

# 土地や建物などにかかる税金には、 次のようなものがあります

国 …… 国 税

県 …… 道府県税

市 …… 市町村税

## 取得した時

- 県 不動産取得税(土地又は家屋を取得した場合)
- 国 相続税(土地や建物などを相続した場合)
- 国 贈与税(土地や建物などの贈与を受けた場合)
- 国 登録免許税(土地や建物を登記する時)
- 国 印紙税(土地や建物の売買契約書、請負契約書を作成した時)

## 持っている時

- 市 固定資産税(土地・家屋及び償却資産)
- 市 都市計画税(土地及び家屋)
- 市 事業所税(1,000m<sup>2</sup>を超える事業所床面積を使用(借りている時を含む。)して事業を行っている場合……都の特別区、政令指定都市及び人口30万人以上の市等において課税)

## 貸した時

- 不動産所得に 国 所得税・市 県 住民税
- 権利金(譲渡所得・不動産所得)に 国 所得税・市 県 住民税

## 売った時

- 譲渡所得に 国 所得税・市 県 住民税
- 売買契約書に 国 印紙税

※注 以下の国税、道府県税の詳細については、直接、下記担当にお問い合わせください。

国税：島田税務署 (TEL：37-3121)

県税：不動産取得税は静岡県藤枝財務事務所 (TEL：054-644-9132)